## 深谷市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に対し、深谷市防災士育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地域防災のリーダーとなる人材を育成し、もって地域防災力の向上に寄与するため、補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成18年深谷市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)の認証登録を受けた者をいう。
  - (2) 防災士研修機関 防災士機構が認証した研修機関で、 かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく 防災士研修講座(以下「講座」という。)を行う機関を いう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、防災士の資格を取得しようとする本市に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主 防災組織等で活動する意思のある者
  - (2) 市内の自主防災組織に所属する者又は自治会に加入している世帯に属する者で、当該自主防災組織の代表者 又は自治会の長の推薦を受けた者
  - (3) 市の防災士名簿に登録することを承諾し、防災士の資格を取得した旨の情報を、市長が市内の自主防災組織

等に提供することに同意する者

(4) 市税に滞納がない者

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格の 取得に要する費用であって、次に掲げるものとする。
  - (1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料
  - (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
  - (3) 防災士機構による防災士認証の登録料 (補助額)
- 第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の 2 分の 1 を乗じた額とし、3 万円を上限とする。
- 2 補助金の交付は予算の範囲内とし、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、防災士研修機 関が実施する講座の受講日、防災士資格取得試験の受験日 又は防災士認証の登録をしようとする日のいずれか早い日 までに深谷市防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1 号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、深谷市防災士育成事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、防災士機構による防災士の認証登録を受けたときは、速やかに深谷市防災士育成事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防災 士 認 証 状 又 は 防災 士 証 の 写 し
- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し
- (3) 同意書 (様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、その旨を深谷市防災士育成事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求手続)

- 第 1 0 条 交付決定者は、深谷市防災士育成事業補助金交付請求書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、深谷市防災士育成事業補助金交付請求書に不備 がないかを確認の上、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付されている補助金を返還させる ことができる。

(交付決定者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災

活動及び市が実施する防災訓練等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (令和4年3月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。